

H-30生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

検査項目	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	是正改善指摘状況 原因分析を行ったうえ、②改善に向け 具体的な取組内容を記載して下さい。 (記載例参照)	是正改善指標 (課一課務所)	是正改善報告についての添記 (事務所へ一報)
総括事項 実施体制の確保	現業員等による生活保護費の併口支給に不正防止の観点から、口座支給へ変更を行うこと等	窓口支給の理由が不適切なもののが確認された。理由が不適切な窓口支給に見直しを行い、窓口支給から口座支給へ変更を行うこと等で賃金済み。今後も受給者と調整を図り口座支給への変更を推進してください。	○(文書指摘)	監査後、見直しを行った旨口座支給へ2件変更を行ったこととて賃金済み。今後も受給者と調整を図り口座支給への変更を進めて行きたい。			職員の不正防止の観点から、口座支給への変更を推進してください。(回答不要)
総括事項 適正な保険の確定及び通知手続	最低生活費の算定及び通知手続の実施が確認できなかつた。保険料の実支額による保険料の内訳表を提出しておらず、介護保険料を認定することとされており、介護保険料加算の認定手続及び代理納付について、適正に実施すること。	介護保険料の代理納付を年度末に一括して行つているが、介護保険料が確認できなかつた。保険料の実支額による保険料の内訳表を提出しておらず、介護保険料加算の認定手続及び代理納付について、適正に実施すること。	○(文書指摘)	介護保険料の代理納付について来年度以降は一括納付を見直し、適切に納付ごとに介護保険料加算を認定して代理納付直し、適切にしたいた。			
総括事項 保護の相談、申請開始段階における助言、指導及び開きの徹底	扶養義務履行の扶養能力調査（関係性の確認や扶養能力調査の手引き等を参考に、適切な調査を実施すること）	扶養義務履行の扶養能力調査（関係性の確認や扶養能力調査の手引き等を参考に、適切な調査を実施すること）	△(口頭指摘)	扶養能力調査（関係性の確認や扶養能力調査の手引き等を参考に、適切な調査を実施すること）			
事項別 前年度指摘事項（ケース検討）の検証							
事項別 面接相談	適切な面接相談の実施について	面接相談が保証される相談者の状況については、収入・手当金・預貯金や資産などの状況が詳細に説明され、記録されること。	○(文書指摘)	面接相談の確認が出来るように相談件数及び面接距離を算出式を変更し、1月15日に開催した事務研究会で説明を行った。			
事項別 面接相談	適切な面接相談の実施について	面接相談が保証される相談者の状況については、収入・手当金・預貯金や資産などの状況が詳細に説明され、記録されること。	○(文書指摘)	面接相談の確認が出来るように相談件数及び面接距離を算出式を変更し、1月15日に開催した事務研究会で説明を行った。			
事項別 保護の停止	辞退履による廃止	「辞退履」が本人の任意に基づいて提出されたものであつても、保護の廃止決定を行うに当たつては、最低生活費のよ少ない部分をどう工夫するか等、自立・自立のための助成金を設けるか検討し、記録するなどして、診断会議に適切に組織的に判断を行うよう説明を行つた。	○(文書指摘)	「辞退履」が本人の任意に基づいて提出されたものであつても、保護の廃止決定を行うに当たつては、最低生活費のよ少ない部分をどう工夫するか等、自立・自立のための助成金を設けるか検討し、記録するなどして、診断会議に適切に組織的に判断を行うよう説明を行つた。			
介護扶助 保険の廃止	辞退履による廃止	要否判定の結果、廃止となるケースには該当しないこと。	○(文書指摘)	1月15日に開催した事務研究会で、要否判定の経験、廃止となるケースであれば辞退履を微取しないよう説明を行い共通理解を得た。			
介護扶助 他法則適用及び開保機関との連携	自立支援給付	介護保険なし2号の被保険者における自立支援給付の該当可能性について、該当性及び結果がケーズ記録に未記載である事例が認められた。介護扶助の適用に優先する自立支援給付の該当可能性について、該当性及び結果をケーズ記録に記載の上、自立支援給付を整備すること。	○(文書指摘)	介護保険なし2号の被保険者における自立支援給付の該当可能性について、該当性及び結果を記録し、合意の達成を行つた。該当性及び結果を再確認し、結果を記録化し、合意の達成を行つた。さらに今後記録化し、合意内で周知徹底し、マニュアルを整備し、活用していく。			
介護扶助 介護扶助の決定	適切な事務処理	介護サークルの利用開始及び介護保険施設への入所に際し、保険変更申請求の提出を受けているかがない事例が認められた。介護扶助の適用に優先する自立支援給付の該当可能性について、該当性及び結果をケーズ記録に記載の上、自立支援給付を整備すること。	○(文書指摘)	保険変更申請求の提出を受けているかがないが保険変更申請求、全件微取した。さらに今後漏れることがないよう、介護事務マニュアルを整備し、活用していくようする。			

H30生活保護法施行事務監査指標・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

検査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	是正改善措置状況 原因分析を行ったうえ、②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。 (記載欄参照)	是正改善措置についての注記 (県一審務所)	是正改善報告についての注記 (事務所一覧)
介護扶助 介護扶助の決 定	介護扶助の原則 介護扶助者証の写しを収取していない事例が認められた。	○ (文書指摘)	介護扶助申請者証の写しを収取していなかった被扶助者をリストアップし、記事化。今後漏れることがないよう、体内外で周知徹底し、マニュアルを整備すること。	個別	1月15日に開催した事務研究会で周知を行つた。他法認定書の改訂版、記事入力について管轄を行ない、決裁を受ける。	1月15日に開催した事務研究会で周知を行つた。他法認定書の改訂版、記事入力について管轄を行ない、決裁を受ける。	1月15日に開催した事務研究会で周知を行つた。他法認定書の改訂版、記事入力について管轄を行ない、決裁を受ける。
介護扶助 介護扶助の決 定	適切な事務処理 居宅介護支援事業所から直接居宅介護支援計画の提供を受けたための同意書を被扶助者から収取していらない事例が認められた。収取すること。	○ (文書指摘)	対象者をリストアップし、記事化が漏れていたため、金件を確認し、同意書を読み取った。今後漏れることがないよう、居内で周知徹底し、マニュアルの整備を行い、活用していくようにする。	個別	同意書は、福祉事務所あての2種類を収取しましたか。同意書は2種類を周知を行つた。同意書は、事業所あての2種類を収取しましたか。事業所あての2種類を周知を行つた。同窓会で周知を行つた。同窓会で周知を行つた。同窓会で周知を行つた。	同意書は、福祉事務所あての2種類を収取しましたか。同意書は2種類を周知を行つた。事業所あての2種類を収取しましたか。事業所あての2種類を周知を行つた。	同意書は、事業所あての2種類を収取しましたか。事業所あての2種類を周知を行つた。
介護扶助 介護扶助の決 定	適切な事務処理 介護扶助決定願書等に更新した介護扶助の給付に際し、決裁を受けること。	○ (文書指摘)	要介護度の変更時に介護扶助決定願書等に更新した介護扶助の給付に際して決裁は受けているため、記載漏れがないよう周知徹底を図る。	個別	要介護度の変更時に介護扶助決定願書等に更新した介護扶助の給付に際して決裁は受けたため、記載漏れがないよう周知徹底を図る。	1月15日に開催した事務研究会で周知を行つた。他法認定書の改訂版、記事入力について管轄を行ない、決裁を受ける。	1月15日に開催した事務研究会で周知を行つた。他法認定書の改訂版、記事入力について管轄を行ない、決裁を受ける。
医療扶助 医療扶助の給付	施術(全道整復)の給付に際し、保険適用申請書の提出を受けていない事例が認められたので、提出を受けること。	○ (文書指摘)	施術(全道整復)の給付に際し、保険適用申請書の提出を受けていない事例が認められたので、提出を受けること。	個別	保険適用申請書の提出が漏れていたため、決裁を受ける。施術の給付に際し、再度周知徹底を図り、漏れないようにしていく。	漏れが生じないよう、具体的に誰がどのように周知を行いますか。	漏れが生じないよう、具体的に誰がどのように周知を行いますか。
医療扶助 事務所払いの 医療費の給付	施術の給付	○ (文書指摘)	施術(全道整復)について、月に10回以上の給付があり頻回が認められた嘱託医と協議し、施術の妥当性について意見を聽取のこと。	個別	嘱託医と協議を行つた結果、症状により変わらため捺骨院に確認をした方がいいという助言をいただき、担当ケースワーカーと医療担当と捺骨院は妥当であり、主治医の話では、痛みが強く、受診回数は予定より多く、予定通り治療が終了したことを見認めた。	頻回と思われるケースの頻度を漏らさないために具体的に誰がどのように周知を行いますか。	頻回と思われるケースの頻度を漏らさないために具体的に誰がどのように周知を行いますか。
医療扶助 事務所払いの 医療費の給付	治療材料の給付	△ (口頭指摘)	治療材料の給付に際して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支障するための法律の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に関する費用の額の算定等に関する基準」(以下「基準」という。)と請求書(写)の金額を算定の上、基準料として、基準を添付して保管すること。	個別	報告不要	報告不要	報告不要
法務30係 係長の 指示事務等の 处理状況	法務30係長の 支給額 保険費の確認	-	-	-	-	-	-

R元生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

監査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	是正改善指摘状況 ①指摘事項に対する原因分析を記載しておきます。 ②改善の取組内容を記載してください。(記載例参照)	是正改善指摘についての確認 (県一事務所)	確認に対する回答 (事務所一県)
総括事項		特になし。		—			
法第73条 (カース 接続) の確 認	前年度指 摘事項 (カース 接続)	特になし。		—			
事項別	面接相談	面接相談における適切な対応	申請前の段階で、相談者に対し、保有する自動車の処分を促して申請する事例が認められた。でも申請は可能であり、申請の条件付けを疑問視するよう対応を行うこと。	○ (文書指摘)	12月4日及び1月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、相談者へ申請の条件付けと記録票への記載方法についても新人CW研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の相談が発生した際はSVが決裁時に確認する。		
事項別	保護の廃止	要否判定による保護廃止	保護廃止の際の要否判定にあたり、稼働認入から勤労に伴う必要経費を免除する際、局第10-2-(1)に定める線(別表2)を使用しない事例が認められた。	○ (文書指摘)	12月4日及び1月8日に開催した事務研究会には別表2使用についても周知を行った。また、新年度以降についても新人CW研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の事例が発生した際はSVが内規による基準が別表2のかんたんか決裁時に確認する。		
事項別	保護の廃止	特退届による廃止	要否判定による保護廃止の際は、今後の収入見込み及び収入時期等を考慮するなど、自立の目途を具体的に確認せざるを得ない事例が認められた。その結果、廃止後適切な再考を助けるなど、適切な対応を行うこと。	△ (口頭指摘)	12月4日及び1月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、受給者による簡便度を図るために既存の簡便度よりも新規の簡便度に改められた。また、新年度以降についても新人CW研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の事例が発生した際はSVが内規に対し、口頭で受給者に行き渡るが無いか決裁時に確認する。		
事項別	保護の廃止	特退届による廃止	特退届による保護の廃止に際し、国民健康保険への再加入へ向けては、被保険者の本から勝敗するなど、急迫した状況に陥る事例が認められた。その結果、廃止後適切な再考を助けるなど、適切な対応を行うこと。	○ (文書指摘)	12月4日及び1月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、受給者による簡便度を図るために既存の簡便度よりも新規の簡便度に改められた。また、新年度以降についても新人CW研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の事例が発生した際はSVが内規に対し、口頭で受給者に行き渡るが無いか決裁時に確認する。		
介護扶助	医療扶助	精神通院医療の精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケアの記載が行われていないなどと指摘された。当該世帯の他法他施設への加入等の諸手続及び認定状況に確認がなされず、その旨を記載すること。	特になし。	—			
医療扶助	他法他施設の経付	精神通院医療の精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケアの記載が行われていないなどと指摘された。当該世帯の他法他施設への加入等の諸手続及び認定状況に確認がなされず、その旨を記載すること。	○ (文書指摘)	セラフシステムで左記の抽出を行ったところ1件該当者がいたが既に自己負担(精)取得済みであった。今後も抽出・把握を実施していく。未取得者が抽出された場合は速やかに自立支援(精)の取得を指導していく。			
医療扶助	医療費の経付	治癒材料の経付	おおむね3か月ごととされている、「精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア」の記載があるレセプトの抽出・把握が行われていなかった。適正に記載を行うこと。	△ (口頭指摘)	セラフシステムの検査において、「障害者の日常生活及び社会生活のための法典の規定等に関する基準」(以下、「基準」という。)と請求の金額を確認の上、差証資料として基準表を添付し、保管する。		

R 2 活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

監査種別 総括事項	指摘項目 指摘項目詳細	指摘事項 特になし	是正改善措置状況		是正改善報告についての確認 (第一事務所)	確認に対する回答 (第一事務所→県)
			①指摘事項に向けた ②改善を行ったうえ、 具体的な取組内容を記載して下さい。(記載例参照)	③具体的な取組内容を記載して下さい。(記載例参照)		
事項別 保護の廃止	経過届による廃止	就労自立給付金は移動収入の増加を理由に終止された場合に対象となるのが、同様の理由であっても辞退届が提出された場合は対象となるらない旨を説明することとぞその旨を記載する。また、新年度以降に对象となるらない旨を説明すること。	O (文書指摘)	令和3年1月6日に開催した事務研究会の中で指摘事項について確認し、辞退届を提出した被保護者に対しては、対象となるない旨を説明することとぞその旨を記載する。また、新年度以降に对象となるらない旨を説明すること。		
事項別 暴力問題及び暴力問題員である者のへの対応	暴力問題員である者のへの対応	暴力問題員の暴力問題当性に係る蓄積への照会については、その結果をケース記録に記載すること。	△ (口頭指摘) (報告不要)	新入研修時に同様の内容の説明を行う。 なお、対象の事業者が発生した際はSVが決算時に確認する。		
法第73条 該当ケース		特になし。	—			
介護扶助		特になし。	—			
医療扶助		特になし。	—			

※本資料は第三者委員会議資料として加工しております。

R 3 生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

監査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	是正改善措置状況		是正改善措置についての確認 (県一事務所)	是正改善報告に対する回答 (県一事務所→県)
				①指摘事項に対する原因分析を行ったうえ、②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。(記載例参照)	②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。(記載例参照)		
総括事項			特になし。	—	—	—	—
事項別	保護の廃止	特退届による保護の廃止に際し、生活困窮者の再来所・再申請について、被保護者に助言していない事例が認められた。当該世帯が生活状況に随らぬよう再来所・再申請について、被保護者に助言すること。	特退届による保護の廃止に際し、生活困窮者の再来所・再申請について、被保護者に助言している事例が認められた。当該世帯が生活状況に随らぬよう再来所・再申請について、被保護者に助言すること。	○(文書指摘)	令和4年2月16日に行なった事務研究会の中でCWIに対し、指摘事項の確認及び説明を行い窓口での助言を行うことを徹底するとともに、記事記載を譲らないよう周知を図った。また、来年度以降新人CWIに対してても周知を実施いたしました。	—	—
介護扶助		特になし。	特になし。	—	—	—	—
医療扶助		特になし。	特になし。	—	—	—	—

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

R 4 生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

監査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	是正改善措置状況 具体的な取組内容を記載してください。(記載欄参照)	是正改善措置についての確認 (県→事務所)	確認に対する回答 (事務所→県)
総括事項	訪問調査活動の状況	訪問計画に対する訪問実績が3%（全所で月平均5カース）と極めて低い。一方、電話等による生活状況等の聴取が9.7%となっている。また、コロナ感染拡大時のみならず、年間を通じて毎月この生活状況確認も適切に実施すること。	● (訪問状況・文書)	11月18日、福祉事務所長、福祉課長、係長及び監査指導員による所内会議を実施し、コロナ感染状況を踏まえつつも、今後は家庭訪問での生活状況の把握に努めることとなった。	是正改善に取り組むべき課題	是正改善報告書にての確認
総括事項	組織的運営管理の状況	職員による不詳事件の再発防止について	△ (口頭指摘)	（報告不要）		
総括事項	11生活実態の把握	訪問時の状況等が詳細に記載されていないため、配達から生活実態が把握できないケースが散見される。電話での生活状況確認時を含め、適切な記録の整備について徹底すること。	● (訪問状況・文書)	11月18日の所内会議の結果を受け、12月14日に開催した事務研究会の中で電話や窓口での生活状況の把握ではなく、コロナ感染状況を踏まえつつも講師を図った。また、生活状況の把握に努めるよう周知を図った。また、生活状況の確認後、詳細な状況を記録に残すよう併せて周知徹底を図った。	是正改善に取り組むべき課題	是正改善報告書にての確認
事項別	保護申請の却下	保護申請の却下理由について、法第24条第5項第7号により、30日経過したが却下したものとみなすことができるものである。	△ (口頭指摘)	（報告不要）		
事項別	保護の廃止	詰退届による施設開始時相続手続及び扶養料等を被保険者本人から聽取するなど、自立の目途を具体的に確認すること。その後は、施設開始直ちに聽取した状況に基づくなど、適切な対応を行うこと。	○ (文書指摘)	12月14日に開催された事務研究会の中で詰退届が提出された際の被保険者からの聞き取り内容について整理し係内で徹底は図った。また、施設開始直ちに急迫した状況に悩むことなどが想定された場合には、保護活動をするよう周知したこと。施設開始直ちに再発するよう周知を図り、実施していただいたが再度徹底するよう周知を図った。	是正改善に取り組むべき課題	是正改善報告書にての確認
事項別	保護の廃止	詰退届による施設開始時相続手續及び扶養料等を被保険者本人から聽取するなど、自立の目途を具体的に確認すること。その後は、施設開始直ちに聽取した状況に基づくなど、適切な対応を行うこと。	○ (文書指摘)	詰退届の増加を理由に詰退届が提出された際には、被保険者收入の増加を理由に詰退届が提出されない旨の説明は今まで行っていなかったが、12月14日に開催された事務研究会の中で再度説明を行った。また、ケース記録に実施した内容を正確に記録するよう周知を図った。	是正改善に取り組むべき課題	是正改善報告書にての確認
介護扶助		特になし。	—	—		
法第73条 個別具体的な 指導援助の充 足当該入 所者について、他法（介護保険法）の活用により、特 別養護老人ホーム等への入所を検討すること。	他法他極策の活用	個別施設入所者に主の介護保険の適用及び身体障害者手帳の取得が可能な状況を確認。支援員によれば介護保険の適用及び手帳の取得は難しいとのこと。入所障害者は130kg以上ある者の体重も現在は100kgまで減少。主が単身生活を送ることとなるれば、自立した生活が再燃するところが危惧されるため、引き続き救護施設での規則正しい生活が望ましいとの意見であった。	○ (文書指摘)	3月8日、救護施設支機員による介護保険の適用及び身体障害者手帳の取得が可能な状況を確認。支援員によれば介護保険の適用及び手帳の取得は難しいとのこと。入所障害者は130kg以上ある者の体重も現在は100kgまで減少。主が単身生活を送ることとなるれば、自立した生活が再燃するところが危惧されるため、引き続き救護施設での規則正しい生活が望ましいとの意見であった。	是正改善に取り組むべき課題	是正改善報告書にての確認
医療扶助		特になし。	—	—		